The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	複製技術時代の霊
Author(s)	山口, 良太
Citation	文化/批評. 2011, 3, p. 102-128
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75767
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

複製技術時代の霊

山口良太

はじめに

霊に関する研究はこれまでどのようになされてきたのであろうか。極めて単純化すると、二つの立場によって行われてきたと言えるだろう。一つは現実における霊の実在／非実在を科学的に証明しようとする立場である。これに対してもう一つの立場は、霊が現実に実在するかどうかを問題とはせず、霊を通じて人間の心性などに迫ろうとするものである。前者は主として自然科学系の学問が、後者は主として人文学系の学問がとってきた立場である。

後者の立場をとる学問の中で大きな位置を占めるものとして、20世紀初頭に柳田國男が創始した民俗学がある。民俗学は霊や妖怪を扱う場合にはその非実在を前提とした上で、それらが昔は大いに語られてきた事実や、昔より少なくなったものの今でも語られている事実を重要視し、それらの事実の意味を問題としている。その研究の多くは、「前近代」へのまなざしが非常に強い。そのため、近現代の都市に注目した研究は少ない。けれども、研究の蓄積が少ないことは、優れた研究がそこに存在しないことを意味しない。都市部に出現する霊や妖怪の優れた研究を行った民俗学者として、宮田登を挙げることができよう。宮田は『妖怪の民俗学』の中で、現代の都市での霊や妖怪の出現場所が、近世の頃の境界部分に一致することから都市にも境界があることを主張し、近世と現代との連続性を示した[(1)]。宮田の境界論の影響力は大きく、民俗学者の都市へのまなざしが活性化する一助となったのであった。

しかし、この宮田の境界論には問題がある。この境界論を一般化すると矛盾が生じてしまうという指摘はいくつかあるが[(2)]、宮田の境界論の根本的な問題を鋭く指摘した研究者は姜竣である。姜は『紙芝居と〈不気味なもの〉たちの近代』の中で、「境界論に根本的に欠落しているのは、交通する空間を捉える視座であり、だからこそ境界領域の曖昧性は、希薄でうつろな空間でしかないのだ。それは、都市ないし近代性そのものには肉薄できない」[(3)]と述べている。姜によれば、民俗学や人類学が捉えてきた共同体は社会的なものに対して自らを閉ざし、あたかも自立した世界であるかのように存在するシステムで

あり、境界論の空間認識はただ単に共同体を引き伸ばしたものにすぎない[4]。姜の議論は、ヒト・モノの移動が活発になっていく近現代において、場所・境界を重視して霊や妖怪を論じることの困難さを明らかにしたという点で評価されるべきものである。

姜の明らかにしたこの困難さは、近代成立頃に日本に伝来した写真というメディア[5]上に霊が写ってしまうという事態に顕著に示されている。写真と霊との関わりは古く、撮影時期が分かる霊が写った最古の写真は西南戦争後の熊本で1878年に撮影されており、仏教学者の井上円了によって『真怪』で言及されている[6]。今日においても、霊そのものあるいは霊の仕業を捉えた写真がテレビや雑誌などに登場することがあり、写真にそれらが写ってしまうという認識があることは周知となっている。この事実は近現代の霊を研究する上で重要視されるべきことであるが、民俗学は殆んど関心を向けてこなかった。先述したように「前近代」へのまなざしが非常に強いため、このメディアへの関心は薄いのである。もちろん、民俗学者が全く注目をしてこなかったというわけではない。高岡弘幸は、幽霊を人（死者）の記憶であると同時に、幽霊が出現する「場所」の記憶と捉え、場所を写してしまうことから写真の怪異を「場所性の怪異」としている[7]。けれども、これで上手く説明できる場合があることはあるだろうが、場所を写しているからといって写真上の霊を全てその場所と結びつけて考えることはできない。後で例示するように、写真上の霊は写っているモノ・ヒトに取り憑いているとされることも多いし、何より写っている場所をよく知っている者なら持っている「場所」の記憶を写真の観察者が持っているとは限らないからだ。ここには、ヒト・写真の移動が関わっている。写真の怪異は、「場所」では捉えきれないものとしてあるのだ。

先に述べた写真の移動は、たった一枚の写真が移動することのみを意味しない。写真は新聞・雑誌などに掲載されて移動することがある。つまり、写真は複製されて移動するのだ。この複製は、写真上の霊の増殖に寄与することもある。さらに、写真の持つ「客観性」も霊との関わりにおいて無視できない。ジョナサン・クレーリーによると、視覚には何ら関わらない不可視の要素とみなされてきた身体が、視覚に関する知を生み出していく厚みを持つようになったのは、19世紀前半からである。その厚みは、それまでカメラ・オブスクーラが前提としていた内部と外部の区別を崩壊させ、観察者に自立性と生産性を新たに付与した主観的視覚を生み出した。カメラ・オブスクーラと、1830年代以降に登場した映画や写真術は形式的には類似していても、その登場時の社会的・文化的・科学的な環境は主観的視覚の登場のために深く断絶しているのである[8]。しかし、逆説的なことに、「映画と写真が覇権を拡大していくにつれて、視覚は非肉体的で、真正な対象を持ち、「現実」を映し出すという神話が、ふたたび力を持つようになった」[9]のであった。

ここに写真の難しさがあり、それは霊との関わりにおいて一層際立つこととなる。クレーリーの議論は西洋を対象としているが、日本でもほぼ同じことが言えよう。写真に霊が写っているイコール霊は実在しているという言説は、現代の日本でも耳にすることである。

このように、霊は写真というメディアと関わることによって、前近代とは明らかに違った様相を呈している。しかし、先述したように民俗学はこのことに殆んど興味を示さない。さらに、民俗学は存在論を回避して、霊や妖怪が語られる意味だけを問題にしているために、妖怪や霊が現象として個人の目の前に現れること自体が殆んど無視されてしまっている。そのことは現象学を専門とする永井晋が述べるように、「構造主義を経た現代の民俗学的妖怪学にあってますます顕著」[10] になっている。この現れこそが霊や妖怪、特に霊を今日まで語らしめている原因の一つであることは否定できないのにも拘わらずである。とすれば、写真というメディア上に現れた霊とそれを見る個人との関係に注目してみることは、霊の研究にとって意味のある行為と言えるのではないだろうか。

ここまでの叙述を踏まえ、本稿の目的を記すこととしよう。本稿は、心霊写真を対象とする。本稿で言う心霊写真は、日本スピリチュアリスト協会（旧・心霊科学研究会）会長の春川栖仙の編纂した『スピリチュアル用語辞典』に載っている以下の定義の通りである。

> 肉眼に映じない死者の姿または死者からの通信文等が、人為的操作が行われることなく、すなわち、手段・方法等全て霊界の居住者に主導権を委ねて撮影されるもので、その結果乾板（フィルム）に現れたものを「心霊像」といい、この現象を「心霊写真」という。[11]

この叙述の後には、心霊写真に写っている霊は何も死んだ人間だけではなく、生者（生霊）も撮影することが可能であること、他界した動物が撮影されることもあると補足されている[12]。この定義の長所は、一般に心霊写真と呼称される写真の多くを含むことができるという点にある。この心霊写真がどのようにして観察者の眼前に現れるのかについて考察することが本稿の目的である。民俗学があまり関心を示さなかったメディアに注目するわけだが、さらに民俗学が殆んど無視してきた現象としての霊に接近するために、現象学的な考え方を取り入れることとする。そのため本稿は、近現代における霊の民俗学的研究の補完であると言えよう。

なお、心霊写真は日本では1970年代頃まで通俗的に幽霊写真と呼称されていることが小池壮彦の優れた研究から分かっている。心霊写真の「心霊」は元々現在の「心理」に近い語であり、今日の「心霊」の意味に近い語はその当時の「神霊」であったが、欧米の催

眠術や交霊術が輸入される中で「心霊」は今日の「超心理」に当たる語となり、その後「霊魂」の意味を含むようになったのであった[13]。このように、「心霊」という語一つとっても複雑な変遷を辿ってきており非常に興味深いけれども、本稿では議論を明確にするために心霊写真と統一的に呼称することとする。

次章では、これから議論していくにあたって、心霊写真をどのような方法で捉えるかを考察することに紙幅を費やすこととしたい。

1．心霊写真をどのように捉えるか

先述したように、心霊写真を場所との関わりのみで考えることはできない。「場所」の記憶で論じた場合、心霊写真の多様性が捨象されてしまうのである。では、これをどのように捉えるか。私は、心霊写真を写真と怪談の結びつきとすることで、心霊写真の多様性をそのまま捉えたい。

心霊写真を写真と怪談からなるものとして捉えるやり方は、私の完全なオリジナルというわけではない。評論家の浅羽通明はその論文「Ｄ・Ｐ・Ｅは逢魔の時間　複製技術時代の心霊写真!?」で心霊写真を写真と怪談（物語）の結びつきとして捉えている。浅羽は、心霊写真をレトリックなきものにも提示可能な零落した怪談と呼び、70年代の心霊写真記事では、写真は怪談を盛り上げる主役であるにしても物語に組み込まれた一部であったが、80年代の心霊写真ブームの中で鑑定家と称する者の二流三流のロジックが用いられるようになったことで、物語が写真に従属するコピーにすぎなくなったとしている[14]。浅羽の論文では、心霊写真は時代を経るに従って、段々と望ましくないものに変化していったと否定的に評価されている。

一方、口承文芸研究者の戸塚ひろみの論文「口承文化のなかの心霊写真」では、浅羽とほぼ同様に心霊写真を写真と物語からなるものとして捉えながらも、その論調が異なっている。心霊写真の生起過程には、印画紙上の「何か」を語り、そのイメージに輪郭を与えていく言葉と話が存在しているが、写真そのものはなくなってしまい、その心霊写真をめぐる体験を語る言葉だけが残存する場合もあるため、心霊写真はすぐれた口承文化の産物であり、かつそのなかに存在しているものと言えるのではないかと述べている。そして、マスメディア上の心霊写真はこれらとの関わりの中で再生産されていると言わねばならないとしている[15]。戸塚の議論は、そもそも心霊写真というものは口承文化の産物であると述べ、浅羽のようにそこに時代の区分を設けてそこに否定的な見解を述べるようなことはしていないことに特徴がある。浅羽の論文ではマスメディア上の心霊写真を対象としているが、戸塚の論文では日常生活の中の心霊写真を対象としている。片方の議論では見え

てこないことがもう片方の議論では見えてくるので、どちらの議論も興味深い。

だが、両者の論文で触れられていないのは、写真そのものが観察者に与える経験である。これは後で触れる心霊写真の研究においても言えることである。心霊写真の観察者への現れを考察する本稿においては、その経験こそが重要なのである。また、これも他の研究にも該当することであるが、日常生活の中の心霊写真とマスメディア（ここでは本も含めて広義の意味で用いている）上の心霊写真との関わりがどのようになっているのかに関しての考察がやや不十分な感がある。以上の二点を明らかにするために、私は心霊写真を写真と怪談の結びつきと捉えながらも、ロラン・バルト『明るい部屋　写真についての覚書』の現象学的な写真論をそこに援用し、心霊写真の観察者への現れに関する理論をこの章で提示することとしたい。

心霊写真の難しさの一つに、たとえ目の前の心霊写真が実際は悪意ある捏造であったとしても、それが観察者によっては心霊写真となってしまうことがあることが挙げられる。このような側面を持つ心霊写真を捉えることができるものとして、バルトの言う「鷹揚な現象学」[16]、すなわち従来の現象学が語ってこなかった感情というものを受け入れた現象学がある。また、バルトの写真論は撮影者からの立場で述べたありがちな写真論とは一線を画し、写真の観察者の立場に徹底的に拘るため、心霊写真の観察者への現れを上手く説明できる可能性を秘めているのである。ここからはバルトの写真論を簡潔に説明しよう。

バルトは、写真には「現実のものでありかつ過去のものである、という切り離せない二重の措定がある」[17]と言い、その本質は「そこに写っているものの存在を批准する点」[18]にあると述べる。このことは『明るい部屋』の注釈書を書いた荒金直人の言を借りれば、「写真は過去の存在をその存在の意味を媒介とすることなしに直接我々に経験させる」（傍点原文）[19]ということである。存在と意味を分けて考えていること、このことこそがバルトの写真論の最大の魅力と言って良い。写真において信頼できるのはある事物が「かつてあった」ことだけであり、その事物が現在はどのような状態か、その事物が何なのかについては完全に信頼することはできないのである。バルトは直接的には述べていないが、意味が写真にとって外在的であることは、写真が経験させる存在に対して観察者が新たに意味付けできる余地があることを示していると私は考えている。

この「かつてあった」に関連して、バルトは次のような説明をしている。

> 写真とは文字どおり指向対象から発出したものである。そこに存在した現実の物体から、放射物が発せられ、それがいまここにいる私に触れにやって来るのだ。伝達に要する時間は大して問題ではない。消滅してしまった存在の写真は、あたかもあ

る星から遅れてやって来る光のように、私に触れにやって来るのだ。撮影されたものの肉体と私の視線とは、へその緒のようなもので結ばれている。光は触知できないものであるが、写真の場合、光はまさしく肉体的媒質であり、一種の皮膚であって、私は撮影された男や女とそれを共有するのである。[20]

観察者は光を媒介として写っているものと触れているので、観察者と被写体は物理的につながっているとバルトは言う。このつながりは全くの想像上のつながりにすぎないことは明白だ。もはやその被写体は既にこの世に存在していないかも知れないし、仮に生きていたとしても被写体の側からすれば誰に自らの写真を見られているかは知るよしもないからである。当の人物の実在・不在に関係なく、その当人とのつながりを感じさせるという点において、写真はジョン・ハーヴェイの言うように、絵画よりもむしろ聖遺物に近いと言える[21]。写真が絵画よりも聖遺物に近いものであることは、個人や戦死者などの生前の姿を留めた写真を「遺影」と呼び現在でも大切に保存されることからも理解できることである。このことは心霊写真に応用する上で重要であり、3章での議論にも関わることである。

これまで私は写真の観察者の立場に立ちながら、存在と意味を分けて考えるバルトの写真論について述べてきたわけであるが、この写真論を心霊写真に援用すると、心霊写真の観察者への現れは以下の3タイプあると考えられる。

Ⅰ、創造型…観察者が写真の意味を理解した上で、写真が経験させる「何か」の存在を霊あるいは霊と関係が深いものと新たに意味付ける怪談を付与する。

Ⅱ、同意型…写真が経験させる「何か」の存在を霊あるいは霊と関係が深いものと意味付ける怪談に観察者が賛成する。

Ⅲ、活用型…観察者が写真の心霊現象を写したという意味を理解した上で、写真が経験させる「何か」の存在を霊あるいは霊と関係が深いものと意味付ける怪談を付与する。

やや分かりにくいと思われるので説明を加えておこう。Ⅰの創造型は、霊を撮影するつもりで撮られていなかった写真を心霊写真だと思うことである。これは戸塚が注目したものである。ここでは、その写真の撮影者は自分の場合もあることに注意したい。つまり、昔撮った何の変哲もない写真に霊を見出すということがありえるのである。Ⅱの同意型は、心霊写真だと他人から提示された写真をその通りだと思うことである。これは浅羽が注目したマスメディア上の写真だけでなく、日常の中で他人から見せられた心霊写真をも含む。

Ⅲの活用型は、ⅠとⅡのちょうど中間のような位置づけである。この場合もⅠと同様に撮影者が自分であることもありうる。心霊写真が撮られる可能性が高いとされる状況、例えば心霊スポットなどで撮影された写真を心霊写真だと思うことや、心霊写真の怪談を更新することなどがこれにあたる。心霊写真の怪談を更新するとは、他にも霊がいる、この霊は実は違う霊であるなどといった風に怪談を変えてしまうことを意味している。この更新は、戸塚の議論と関わることである。

重要なのはこれら3タイプが密接な関わりを持っているという点である。同意型の心霊写真の怪談が、創造型・活用型の心霊写真の誕生に影響を与えうる。ここにおいてはマスメディアが大きな役割を担うのである。この働きに関しては、3章で説明を行うこととする。

以上のように、私は心霊写真の観察者への現れを3タイプ想定したわけだが、この3タイプは現代のデジタル写真やネット上の画像（本稿ではこれをパソコン画面上のデジタル写真と捉え、写真に含めることとする）においても有効である。確かに今日の写真は、合成写真などの出現により、写真は現実の記号というよりも、記号の記号とでもいうべきものが出現してきている。荒金直人が指摘しているように、「写真をどのように使うのかという点が大きく変化しており、したがって写真の文化的・社会的な意味が変化」[22]してきているのだ。しかし、「被写体の過去の存在を経験させるという写真の本質を決定的に揺るがすものではない」[23]ということができる。ここで再度強調したいのは、心霊写真はそれが本当はどんな失敗写真や合成写真であれ、観察者が心霊写真だと感じれば心霊写真となってしまうという事実である。これは心霊写真に限らず写真全般に言えることである。「観察者・鑑賞者である私には、被写体は過去の現実として現われるのである。あからさまな合成写真でさえ、「それはかつてあった」と感じさせるある種の強制力を持っており、だからこそ合成写真として機能したり理解されたりする」（傍点原文）[24]のだ。

私は、上述の心霊写真の観察者への現れを3タイプに想定する中で、心霊写真を成立させる写真以外の要素を称する際に物語という用語を用いずに、怪談という用語を意識的に用いている。それは、怪談という言葉が持っている、怪異を呼ぶ性質が心霊写真においても見られることを表現したいがためである。怪異を語る行為は、野村純一が言うように「尋常ならざる怪異の現出、恐懼、畏怖すべき状況」[25]を招くのである。ここで注意したいのは、畏怖すべき状況とは悪い状況だけでなく、良い状況も含んでいることである。心霊写真にも怪談と同様の側面があり、「尋常ならざる怪異の現出」を引き起こすものがあるのである。これについては次章以降で説明を加えることとする。なお、ここで言う怪談は、物語性のあるものは勿論のこと、「墓場で写真を撮影したら女の人の霊が写った」と

いうような、単なる「事実」を述べたに過ぎないものをも対象としている。

この章では心霊写真を写真と怪談の結びつきと捉え、バルトの写真論を援用して理論的に考えた。次章からは、様々な事例を通じてこの理論の妥当性を確認していきながら心霊写真の観察者への現れをより深く考察する。続く2章では同意型の心霊写真の観察者への現れに焦点を絞り、日本で有名な心霊写真集である中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』シリーズを主な資料として用いることとする。

2. 写真と怪談の結びつきの恣意性

中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』シリーズについて言及するのは私がはじめてではない。飯倉義之「<霊>は清かに見えねども―「中岡俊哉の心霊写真」という<常識>」[26]は、かなり深くこのシリーズについて分析している。中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』に収録された心霊写真を見ていく前に、この先行研究の手助けを借りながら、そのシリーズがどのようなものなのかを確認しておこう。

まずは中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』シリーズを具体的に列挙しておこう。飯倉も同様の作業をしているが、やはりこの作業は必要不可欠な作業である。表紙と奥付に書かれた題名に少々違う表現が見られるが、ここでは奥付の通りに記入することとする。出版社と出版年、それから私の所持している分の版数も記しておく。

『恐怖の心霊写真集』(二見書房、1974年、14版)
『続　恐怖の心霊写真集』(二見書房、1975年、38版)
『新　恐怖の心霊写真集』(二見書房、1977年、初版)
『実証　恐怖の心霊写真集』(二見書房、1979年、21版)
『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』(二見書房、1982年、10版)
『恐怖の心霊写真集・鑑定入門　死者の霊体が写った』(二見書房、1983年、初版)
『決定版　恐怖の心霊写真集』(二見書房、1986年、初版)

版数に注目してみると、一番多いのはシリーズ二作目の『続　恐怖の心霊写真集』の38版である。これは、『恐怖の心霊写真集』シリーズが世間にかなりの影響力を有していたということを示している[27]。『恐怖の心霊写真集』シリーズは新書サイズであり、サラ・ブックスという名称で出されている。シリーズは全7巻であるが、飯倉が言うように『幽霊が写った！』(二見書房、1989年)もこのシリーズに含めてもよいのではないかと私は考える[28]。この本もサラ・ブックスとして出されているが、「恐怖の心霊写真集」と

いう文字が題名には無い。それは「その写真にまつわる撮影者、被写体の人物などの霊的体験レポートにもスポットライトをあてたかったから」[29]であり、写真中心の「恐怖の心霊写真集」シリーズとの差異化を図りたかったからそのようにしたようだ。確かにこの本ではかなり霊的体験レポートに紙幅を割いている。しかし、心霊写真を読者に提示するという本の基本的な構成は同じであるし、『実証　恐怖の心霊写真集』と『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』の間の3年間と同じ出版ペース、さらに同じサラ・ブックスからの出版であるため、この本を『恐怖の心霊写真集』シリーズに含めても良いのではないだろうか。以下では、『恐怖の心霊写真集』シリーズと呼称するとき、『幽霊が写った！』も含めることとする。

著者の中岡俊哉の経歴は飯倉の論文に詳しく述べられているが、本稿では中岡が心霊写真の鑑定家を自称し、「「心霊現象」のオーソリティとして、テレビや週刊誌に活躍」[30]したという事実をおさえておくだけで十分である。なお、この章で資料として用いる鑑定の引用は、中岡がある写真に付与したものであるので、怪談と同じものと捉えて差し支えない。

中岡俊哉の霊の鑑定はどのようにして行われるのか。中岡が鑑定する写真は読者から鑑定依頼のあった写真である。ここには投稿というシステムが関わっているのであるが、これについては4章で述べることとする。『恐怖の心霊写真集』シリーズに収められている心霊写真に顕著なのは、心霊写真の写真と怪談の結びつきの恣意性である。その恣意性を示すために、私は『恐怖の心霊写真集』シリーズに収録された心霊写真と、中岡俊哉が著した心霊写真本である『霊界からのメッセージ　これが心霊写真だ！』（ダイナミック出版、1992年。以下、『これが心霊写真だ！』と略）に収められた心霊写真との比較を行う。『恐怖の心霊写真集』シリーズと比較するのにこの本でなければ駄目だという理由はない。中岡俊哉は心霊写真について他にも何冊か本を書いているが、ここでこの本を比較材料に用いるのは議論を明確にするためである。

『恐怖の心霊写真集』シリーズと『これが心霊写真だ！』の心霊写真の比較とは一体どのような作業をすることを意味するのか。『恐怖の心霊写真集』シリーズに収録されている写真には、『これが心霊写真だ！』に収録されている写真と全く同じものが多数含まれている。全く同じ写真ならば比較などできないではないかと思われるかも知れない。しかしこの使い回しは特殊で、写真だけが使い回されている。つまり、その写真に付与された怪談が『恐怖の心霊写真集』シリーズと『これが心霊写真だ！』とでは異なるのである。私はそれらの比較を全て行った。本稿では、そこから数例を挙げて、写真に付与された怪談の違いを見ていくこととする。なお、全比較はリスト化してあり、本稿の最後に表1と

して付した。

『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』で「玄関で撮った写真に強い霊波動」と題され、『これが心霊写真だ！』では「事故にあったオートバイから非常に悪い霊気」と題された全く同じ写真がある。この写真で異なるものとしてまず提供者の住所・名前が挙げられる。前者の提供者は東京都調布市に住む近藤富美枝となっているのに対し、後者の提供者は埼玉県大宮市の山本一美さんとなっているのである。このように提供者の情報が違うことは他の多くの写真で見られたことである。念のため本稿では、同じ写真であっても違っている箇所は、仮名と明記されている場合を除いて全てリスト化したことを断わっておく。

それでは、中岡俊哉の心霊写真の鑑定部分を見ていこう。正確さを期すために、先述した写真についての鑑定部分をそれぞれ全文引用することにしよう。最初に、『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』に載っている写真とその鑑定である。なお、それぞれ霊の拡大図も載せておく。

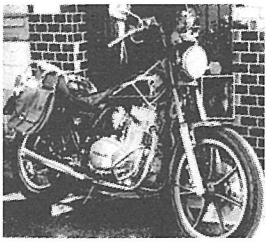

［図版出典：『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』、pp66-67］

私はこれを心霊写真と鑑定する。写真に私は二つのカコミをつけたが、それぞれから強い霊波動が出ている。オートバイのほうから説明することにしよう。オートバイそのものに憑いた地縛霊という形ではないかもしれない。おそらく新品なので事故を起こしているとは考えられない。ただ、ここに写っている男の人の相からして、事故には気をつけられたほうがいい。それよりも、この写真で気になるのは、もうひとつのカコミのなかに二体の霊波動を感じるものが写っていることだ。右側は女性だ。エリを開いた状態でスーツを着た女性の上半身だけが写っている。実際にこちら側にいた人が映っているとも考えられるが、上半身だけがこれだけ大きく映るには、その人はかなり近くにいなければならないはずだ。また、女性の左側に、首から上だけのものが一体ある。霊波動から地縛霊の可能性が強い。この家、土地に

かかわりのある霊に思われる。この写真は私のほうで供養してあるので、霊障の心配はないが、オートバイ事故には気をつけてほしい。(31)

次は、『これが心霊写真だ！』に載っている写真とその鑑定、霊の拡大図である。

［図版出典：『霊界からのメッセージ　これが心霊写真だ！』、pp14-15］

埼玉県の読者から送られてきたものであるが、これも非常に悪い霊気の強い写真である。つまり、不浄霊、浮かばれていない霊が三体写っているのである。囲みを見てもらうとわかるが、バイクのライトの上、さらにタンクに大きな女性の横顔と、その下の方に小さな丸顔の女性が写っている。三体とも事故にかかわった、霊気のとても強いもので、この写真から霊害を受ける可能性がとても強い。霊気反応から見て、このバイクは人身事故を起こしており、それだけではなく、事故にあった現場に長時間にわたって放置されていたために、他の事故で亡くなった人の不浄霊がバイクそのものに憑依してしまっているのである。幸いなことに、バイクの所有者が直接事故に遭い、生命にかかわるようなことは起きていないようだが、注意をするにこしたことはない。バイクとその所有者の浄霊供養と霊害封じをしておいた方がいいだろうし、是非ともそうすることをすすめる。読者の中で事故に遭ったバイクを使用している人は後述の浄霊シールを三～五枚程貼っておくとよい。また、事故を起こしていないバイクや自転車、自動車等には守護霊シールを貼り、安全を祈願して乗るようにしてもらいたい。(32)

写真を見比べると分かるように、同じ写真なのに全然違うところに霊の存在を示す印がつけられており、その数も違う。しかも前者では霊が土地に関わる霊とされているのに対し、後者では事故にかかわった霊とされている。前者の鑑定の前には、投稿者が新品だと述べていることを中岡が書いているために、このようになったのであるが、後者ではそれ

が省かれ、事故を起こしたことになっている。両者では霊がなぜどのようにして写真に写ったかに関する鑑定が大きく異なっているのである。

さらに、霊障は前者では心配ないとされているが、後者では強いとされている。霊障とは霊によってもたらされる何らかの不思議な影響のことで、被写体だけでなく観察者へも及ぶとされている。中岡は『恐怖の心霊写真集』では心霊写真の霊障をきっぱりと否定している[33]。この否定は、霊障の概念が当時一般化していたことを示している。だが、中岡は『実証　恐怖の心霊写真集』で「この本におさめる写真だけを、特別に供養してもらった。盛大な供養会で、これだけしっかりと供養してもらってあれば、今後の霊障の心配はまったくいらないだろう。」[34]と述べ、この本から霊の鑑定の際に霊障の有無という項目を付け加えるようになる。一貫した鑑定基準を持っていないのである。

先述した比較のうち、後者の後半部分で出てくる守護霊という概念も、『恐怖の心霊写真集』シリーズで言うならば、『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』が初出の概念である。中岡の叙述から推測するに、この概念は自らを守ってくれる霊のことであろう。この本以降、「この写真を身につけていることによって、被写体の少年は守られることになり、これからの人生に非常に大きな、よい役割をしてくれるだろう」[35]と言う風に、心霊写真には良いものもあるのだということが言われるようになるのである。後者の引用では、いつの間にか中岡は鑑定家の領域を逸脱して、シールで除霊のような行為を行っている。霊障の概念の導入により、霊能者に近づいてしまったというわけである。

比較をしてみると、他にも鑑定結果の違う写真がたくさんあった。霊の数が違うものが多くあり、『恐怖の心霊写真集』シリーズでは男の幽霊が写ったとされているが、『これが心霊写真だ！』では女の幽霊が写ったとされている写真もあった。『恐怖の心霊写真集』シリーズでは持っていても心配ないとされながらも、『これが心霊写真だ！』では持っていると危険だとされた写真もあり、その逆もあった。心霊写真の霊障を強調しはじめるのが『実証　恐怖の心霊写真集』以降であるので、その前の心霊写真集では鑑定の際に霊障の有無は全く問題にされていない。しかし、それらに収録されていた写真が、『これが心霊写真だ！』では霊障の有無について言及されていたりもする。また、足が消えているように見える写真に関しては、足が消えていることへの言及は『恐怖の心霊写真集』だけで、『これが心霊写真だ！』では全く触れられていない。これらについてより詳しく知りたい方は、本稿の最後にある表１を見ていただきたい。

以上、中岡俊哉は同じ写真に違う鑑定結果や違う情報をつけていることを述べてきた。誤解しないでいただきたいのは、私がここで言いたいことは、中岡俊哉はインチキ心霊写真鑑定家だということでもなければ、霊などいないのに怯えるなということでもない。モ

ラルの問題や実在／非実在の問題に回収する気など毛頭ない。それらの問題は、観察者の眼前に霊が現象として現れることと無関係である。本稿で以上の分析から言いたいことは、写真と怪談の結びつきの恣意性が中岡俊哉の心霊写真に顕著に現れているということである。同じ写真であっても違う怪談が付与されると、観察者への心霊写真の現れが変化するのである。

何もこの恣意性は中岡俊哉の心霊写真に限ったことではない。現存最古の心霊写真にもその恣意性の証明となる写真がある。現存最古の心霊写真は、小池壮彦の研究によると、1879年に横浜で三田弥一が撮影している。小池は新聞を虱潰しにあたり、1879年1月14日付『仮名読新聞』の新聞記事が心霊写真に関する最も古い記事であることを突き止めている[36]。元の記事に小池が句読点・カギカッコを付けたものをここでは引用する。

> 然も開化の真ッ魁横浜港に似合わぬ怪談きゝこんだまゝ書載せますが多分誤聞でありませう。二三日跡同港港宮崎町「伊勢山」の写真師三田菊次郎方へ来た保土ヶ谷駅の天徳院の住職何某はガラス撮を頼みたいといふので主個は承知と支度をして例の暗室へ這入、やがて写してニスをかけ透して見ると、これは不思議、和尚の後ろへ忙然と女の姿が写たので三田は不審に思つたが、大かた後ろから隣りの神さんでも覗いたのだらうとさのみ心に掛ずに居ると、和尚は頻りと聞き咎め見せてくれろと頼むから、ガラスを渡すと見て吃驚、「実にこれは稀妙〳〵、此女は一昨夜近村から参つた新仏、然も愚僧が香剃を致してよく存じて居る。夫が一所に写たは何か因縁のあることか」と流石の和尚も色青ざめそこ〳〵にして帰つたが、若しほんとうなら所謂理外の理とでも言ふかと或る人が話されました。[37]

今と仮名遣いが少々異なるために読み辛いかもしれないので要点だけ言うと、天徳院の住職が自身の写真を撮影した際に先日供養した女が写ったというものである。その写真が右図である。この写真は大正7年5月5日に政教社発行の『日本及日本人』に載っていたものだが、小池壮彦『心霊写真　不思議をめぐる事件史』p 26から転載した。

住職と思しき男性の上に、女の人の霊が写っていることが分かる。この霊の写り方には写真装置の技術的な問題が関わっており、コロジオン湿版法によりはじめて可能となった多重露出や重ね焼きなどが

霊と意味づけされたためである[38]。心霊写真には写真装置が大きく関わっていることを意味しており、それは最新のデジカメでも同様だと思われる[39]。この新聞には写真こそ同時掲載されていなかったようではあるが、それでもこの怪談によりその心霊写真がどういったものかが新聞読者には理解できる。

この写真に付与された怪談は、後の時代になると変わることとなる。小池の研究によると、大正時代までは病床の妻が住職を呪って死んだために写真に写ったという話が定説となっていたが、昭和時代からは元武士の住職が誤って殺した妾のお初が写ったという話が登場する[40]。ここで重要なのは、どの話が真実であるかどうかではない。重要なのは怪談により心霊写真の観察者への現れがガラリと変わるという事実である。引用したような怪談が付与された状態で写真を眺めると、恐怖はあまり感じないが、大正時代・昭和時代の怪談が付与された状態であると、女の幽霊の住職に対する恨みに恐怖を感じてしまうのではないだろうか。ここでも写真と怪談の結びつきの恣意性が指摘できるのである。ただし、この写真よりも中岡俊哉の時代の写真の方が、遥かに恣意性が大きいことは確実である。何となれば陰影全てが霊となってしまう可能性があるからである。1章の最後に述べたように、心霊写真は70年代まで幽霊写真と呼称されていた。この名称の変化には、心霊写真の主流が二重露出的なくっきりした霊から霊に見えなくもない陰影へと写真の性質が変化したことが関係しているのである[41]。

同意型の心霊写真である心霊写真の比較によって明らかになったことは、写真と怪談の結びつきの恣意性である。これは、創造型と信用型の心霊写真でも言えることであり、3章でも再確認する。2章では、恣意的に写真と怪談が結びつけられた心霊写真を観察者が見ることに焦点を絞ってきた。続く3章では、創造型と活用型の心霊写真が、同意型の心霊写真や霊に関する言説に影響されて、観察者の眼前に現れるプロセスを見ていく。それが確認できるのは投稿においてであり、中岡俊哉の『恐怖の心霊写真集』シリーズで盛んに行われているので、2章と同じくこれを中心に述べていきたい。

3. 霊の意味付け

中岡が読者から鑑定依頼のあった写真を鑑定したことは2章でも少し触れた。この心霊写真本の投稿が生み出す創造型・活用型の心霊写真について、中岡が鑑定の際に使用した読者の投稿部分の叙述を用いながら述べていく。ここで述べておかねばならないのは、資料として中岡俊哉の著書を用いることの是非である。私は2章で、中岡が同じ写真に違う怪談を付与していることを述べた。このため、中岡俊哉の叙述は信用できないのではないかと危惧される向きもあるかも知れない。しかし、中岡俊哉の鑑定部分と投稿者の住所・

名前はどうあれ、『恐怖の心霊写真集』シリーズ初期で、読者からの写真の投稿に添えられた撮影経緯を記した叙述を中岡が記す場合には、資料として用いることができる程度の信頼性はあると判断できるので、細心の注意を払いながら用いることとする。

まずは活用型の心霊写真である。これは、中岡俊哉が心霊写真を撮りやすい場所・時間・心構えを教授することで誕生しやすくなる。中岡は心霊写真の撮りやすい時間は定まっていないとしながらも、「空気がきれいなときのほうが透明度がいいから、午後十一時から午前三時ごろまでがいい」[42]としている。撮影しやすい場所は墓地や殺人事件があった場所などを『恐怖の心霊写真集』で挙げていたが、『続　恐怖の心霊写真集』では青森県の恐山や沖縄県の那覇にあるひめゆりの塔、健児の塔など具体的な地名を挙げている[43]。心構えとしては「心を静め謙虚な気持ちで、霊魂に話しかける態度」[44]が重要であると説いている。これらの中岡の言葉を活用してその通りにすることで、活用型の心霊写真が観察者の眼前に現れやすくなるのである。事実、中岡俊哉は「ぼくと友だち数人で心霊写真を撮ろうと思い、九月末、近くのお墓へ行った。四日後に現像ができ焼いてもらった。そして学校に持って行って見てみると、確かに霊体らしいものが三枚に写っていた」[45]と投稿者の手紙に書かれていた文章を載せている。中岡の教授通りに心霊写真を撮影しやすい場所に行くことで、心霊写真を撮ることができたのである。

次に創造型の心霊写真について。以下はある投稿者の鑑定依頼である。

> 私は心霊写真を写すことを試みてみようと思っているのですが、その場合、写したフィルムの現像は写真店でしてもらってもいいのですか？それとも自分で現像しなくてはならないのですか？心霊写真を墓地などで写すことによって、なにか害があるでしょうか？同封の写真の鑑定をお願いします。もしかしたら私の手もとに心霊写真らしきものがと思って、アルバムを調べてみたのです。[46]

この引用文から分かることは、中岡俊哉の『恐怖の心霊写真集』を見て、アルバムの写真の中から心霊写真を創造していることである。引用文中の質問にも中岡は答えており、現像を写真店でやってもらい、墓地で写真をとっても害はないとしている[47]。テレビタレントの松尾貴史も、創造型の心霊写真を考える上で重要な事例を提供してくれる。「画面中の、人間の顔以外の場所にある「顔に見える部分」を探し出し、それはもう闇雲に印を付けまくり、中岡俊哉氏の『恐怖の心霊写真集』（二見書房）に載っている投稿写真と見比べては、「絶対こっちのほうが凄いでー」などと、友人と騒いでいたものだ。」[48]と松尾は述べ、何度か中岡から「心霊写真証明書」なるものが送られてきたとこのあとで証

言している。先の引用との相違点として娯楽性が強いことがあるが、霊が現象として現れていることに変わりはない。このように、普通のスナップ写真が突然心霊写真へと変わるのである。

これらの創造型・活用型の心霊写真が投稿されるとどうなるか。投稿者にとって活用型の心霊写真であった写真は『恐怖の心霊写真集』読者にとっては同意型の心霊写真となりえ、投稿者にとって創造型の心霊写真であった写真は『恐怖の心霊写真集』シリーズの読者にとっては同意型の心霊写真となりえるのである。「なりえる」としたのは中岡俊哉の鑑定が介入して、「ニセモノ」と「ホンモノ」が生じるからである。ここで述べておかねばならないのは、心霊写真を投稿せずとも、中岡俊哉の心霊写真の影響を受けて、創造型・活用型の心霊写真が日常の中で出現している可能性が高いということである。『恐怖の心霊写真集』シリーズを読んでいたからといって、誰でも投稿をするとは限らないからである。

創造型・活用型の心霊写真においては、観察者の個人的な経験が大きく関わる。中岡俊哉が読者の言葉を記したものに、「僕が友だちの写真を見たときから、気のせいかも知れませんが、コックリさんが急にはやりだしたような気がします。偶然の一致かもしれません。次に、霊写真を見たときや勉強のあいまに天井を見たりすると、背すじに寒気を感じます」[49]がある。中岡の鑑定はこれをキッパリと否定しているが、ここから看取されるのは、写真に付与される怪談には、観察者の身の周りに起きた不思議なこと・好ましくないことの理由付けが含まれていることである。ここでは、個人的な経験の中からいくつかの経験が恣意的に選択され、一定の配列に並び替えられて怪談の構成要素となるのである。

先の引用で、投稿者は写真の害、すなわち霊障を気にしている。この霊障への恐れは、小池壮彦によると、昭和40年代のレジャーブームから突出しはじめたという。それ以前は、心霊写真は少数の例外を除いて、お守りのように保存するというのが一般的な感覚であった。レジャーブームの旅行先で記念写真を撮る際に見知らぬ顔が写真に写る機会が増えたためである[50]。それまで写真を撮影する場合には血縁者や友達、知人とともに写る機会が多かったため、写真上の霊もそれらの霊として意味付けされたのであった。自分にとって良い霊であると意味付けされた場合には、霊とのつながりは良いものだとされるのである。

この心霊写真の霊障が気にされることには、写真の本質である存在の経験が大きく関係していると考えられる。霊障を少しでも気にしてしまうということは、心霊写真にリアリティを強く感じているということに他ならない。「写真に幽霊が写るはずもないという常識は、写真に写った幽霊がなぜリアリティを発散できるのかという問題を、いっこうに解

決しない」[51] と小池壮彦は述べているが、心霊写真のリアリティはバルトの写真論を応用することで、全てとは言わないまでも説明できるのではないだろうか。荒金直人が述べるように、「映画や絵画など、他の映像・画像と異なる写真の特徴は、強調的に存在の経験を与えるという点であり、しかもその経験が存在に向かう経験であるという点」（傍点原文）[52] であるからこそ、心霊写真はリアリティを感じさせるのだ。「存在に向かう」とは、純粋に「存在」を「経験」することは不可能であるからだ。荒金の議論がこじつけでないことは、他ならぬバルト自身がフェリーニの映画『カサノヴァ』のあるシーンに、写真と同様の「かつてあった」を感じたと語っていることから分かる[53]。

ここまで、『恐怖の心霊写真集』シリーズの投稿から創造型・活用型の心霊写真の生成について考えてきたが、同意型の心霊写真や霊に関する言説によってそれらが生成されるのはこの時代に限ったことではないと思われる。2章で現存最古の心霊写真に関する記事が新聞に載っていたことを思い出していただきたい。この新聞もまた同様の役割を果たすと考えられる。明治時代45年間の怪異記事を読みこんだ湯本豪一は、明治時代には生き残ったが、現代では消滅してしまっている怪異として「狐狸」を、今日まで続いている怪異として「幽霊と写真」を挙げている[54]。明治時代においては、新聞で霊や妖怪が報道されることは多かったのであった。この新聞を見て、心霊写真がどのようなものなのかを学び、創造型・活用型の心霊写真が誕生していくことは十分考えられる。

最後に、創造型の心霊写真の霊に関して、若干の補足をしてこの章を終えることとしたい。愛媛県松山市で採集された事例で、みもすそ川（水野葉舟という人物のペンネーム）が記した「諸国の怪談」から、松谷みよ子が抜粋し『現代民話考12』に収録したものを見ていただきたい。なお、「諸国の怪談」の出典は『勧銀月報』明治42年12月号である。

> 三上千蔵と言う人が伊予に旅行して聞いた話を送つてくれた。これは松山城の松山連隊が居る医務室とかになつてゐるさうですが、そこにたぬきが出るさうです。そしてその第三中隊の全員が、日露戦争出征前、室に誰も居（を）らずにみんな出て写真を影（と）つたさうです。すると右側の開いた窓から、女と見れば見らるる姿のものが、髪を長くして、人間ならば乳の辺まで窓から出して居るが、歯はまことに真白いさうだが、それが写真にうつつてをるさうです。それは必ず人間ではないそうです。たぬきで、その中隊が写真をとる時には必ずうつつて居るさうです。[55]

この引用の中で、写真撮影の際に女のようなモノが写り込むが、それは女の霊とは意味付けされずに狸が化けたものであるとされていることに注意したい。これは、当時のこの

地域では狸が化けると考えられていたからである。そのために女のようなモノが狸と意味付けされて、怪談が写真に付与されたのである。この写真は厳密には心霊写真ではないが、それでも創造型の心霊写真には個人を取り巻く環境が影響していると言えるだろう。そのため、この写真に関しては場所の記憶と関連付けて論じることができそうである。しかし、仮にこの写真がまだこの世に存在していたとして、そのような場所の記憶のない現代の都会に住む日本人がこの写真を見た場合、狸が女に化けることなど知らないためにおそらくほぼ間違いなく霊だと意味付けされることだろう。狐狸の仕業は、湯本が述べたように消滅しているとは言い切れないかもしれないが、それでもほとんど現代では聞かれないからである。変なモノが写った写真が心霊写真と呼べるようなものになるかどうかすら、観察者によって変わることをこの写真は示している。

この章では、創造型・活用型の心霊写真が同意型の心霊写真や霊に関する言説に影響されながら観察者の主体的な営為により誕生するところを中心に見てきた。最後の章では、本稿の記述をまとめたい。

おわりに

本稿の目的は、心霊写真がその観察者の眼前にどのように現れるかについて考察することであった。心霊写真を写真と怪談の結びつきと捉え、そこにロラン・バルトの『明るい部屋』で示された現象学的な写真論を応用して、心霊写真の観察者への現れを創造型・同意型・活用型の３タイプに分けて考えたのであった。写真というメディアと霊との関わりへの注目は民俗学においてあまりなされなかったことであり、現象としての霊は民俗学がこれまで殆んど無視してきたことであった。

本稿で明らかにしたことは次の二点である。一点目は、日常生活の中の心霊写真とマスメディア上の心霊写真の密接な関係である。写真と怪談の結びつきは恣意的であることから、写真上に霊を主体的に見出す観察者の姿を明らかにすることにもつながった。主としてマスメディアによって運ばれる心霊写真そのものや心霊写真の怪談部分、写真装置の性質、個人を取り巻く環境、個人にとっての不思議な体験に影響されながら、観察者は写真上に霊あるいは霊の仕業を出現させる（ただし、写真の異常が霊に関連づけられないこともある）。写真上の霊あるいは霊の仕業は観察者により様々に意味付けされており、何の変哲もない写真も観察者によっては心霊写真となるのであった。よりにもよって霊は「客観性」を持つ写真を通じて、他人の感覚は自分の感覚と完全には一致しないという、当然でありながらも忘れがちな事実を示唆するのである。このことは、「霊感」研究に再考を促しうる。霊感は近藤雅樹の言うような人間が創造した観念として実在する[56]わけでは

必ずしもない。他人には現象として霊が現れているかも知れないことに注意を払うべきである。

二点目は、写真というメディアそのものは心霊写真を研究する上で非常に重要な要因であることである。心霊写真の霊障の前提となるリアリティには、バルトの言う写真の本質である存在の経験が大きく関わっていると考えられるのだ。また、写真の移動は、ヒトの移動とともに、どのような人物なのか特定できない心霊写真の観察者を生みだすことに貢献する。このことは、心霊写真を研究する上で強調されるべきことである。それについての配慮をせずに論じてしまうことは、「現実」を捉え損なってしまうということを研究者は肝に銘じておかねばならない。

以上が本稿のまとめである。限られた字数と私自身の力不足故に、心霊写真を上手く捉えられていないかも知れない。本稿が心霊写真を論じる際の叩き台となれば幸いである。心霊写真には、まだまだ研究の余地が残されている。

注

（1）　宮田登『妖怪の民俗学』岩波書店、1990年、参照。

（2）　例えば、広坂朋信『怪談の解釈学』（希林館、2002年）では、宮田の境界論で言えば当然怪異が起こっているはずの目黒坂に怪異が起こっていないことを指摘している。

（3）　姜竣『紙芝居と〈不気味なもの〉たちの近代』青弓社、2007年、p 287。

（4）　同上、p 287、参照。

（5）　小沢健志『幕末・明治の写真』（筑摩書房、1997年）によると、日本人を写した最古の写真は1854年の函館でペリー艦隊に同乗していたE・ブラウン・ジュニアによって撮影され、1857年に撮影された島津斉彬の写真が日本人の手による日本人の最古の写真である。その5年後の1862年には、長崎で上野彦馬、横浜で下岡蓮杖が職業写真師として開業したのであった。

（6）　小池壮彦『心霊写真　不思議をめぐる事件史』宝島社、2005年、p 22、参照。

（7）　高岡弘幸「幽霊の変容・都市の変貌　民俗学的近・現代研究に向けての試論」島村恭則・青木隆浩編『国立歴史民俗博物館研究報告　第132集　［共同研究］　民俗学における現代文化研究』国立歴史民俗博物館、2006年、p 115、参照。

（8）　ジョナサン・クレーリー著・樽沼範久訳「近代化する視覚」ハル・フォスター編・樽沼範久訳『視覚論』平凡社、2000年、参照。

（9）　同上、p 69。

（10）　永井晋『現象学の転回』知泉書館、2007年、p 228。

（11）　春川栖仙編『スピリチュアル用語辞典』ナチュラルスピリット、2009年、p 166。

（12）　同上、p 166参照。

(13) 小池前掲書、pp48-55、参照。
(14) 浅羽通明「D・P・Eは逢魔の時間　複製技術時代の心霊写真!?」別冊宝島編集部編『別冊宝島92　うわさの本』ＪＩＣＣ出版局、1989年、pp88-89、参照。
(15) 戸塚ひろみ「口承文化のなかの心霊写真」一柳廣孝編著『心霊写真は語る』青弓社、2004年、ｐ233。
(16) ロラン・バルト著・花輪光訳『明るい部屋　写真についての覚書』みすず書房、1985年、ｐ32。
(17) 同上、ｐ93。
(18) 同上、ｐ105。
(19) 荒金直人『写真の存在論　ロラン・バルト『明るい部屋』の思想』慶応義塾大学出版会、2009年、ｐix。
(20) バルト前掲書、pp99-100。
(21) ジョン・ハーヴェイ著・松田和也訳『心霊写真　メディアとスピリチュアル』青土社、2009年、ｐ54。
(22) 荒金前掲書、ｐ85。
(23) 同上、ｐ85。
(24) 同上、ｐ41。
(25) 野村純一『昔話の森　桃太郎から百物語まで』大修館書店、1998年、ｐ306。
(26) 飯倉義之「<霊>は清かに見えねども―「中岡俊哉の心霊写真」という<常識>」一柳廣孝編著『オカルトの帝国　1970年代の日本を読む』青弓社、2006年。
(27) 一柳廣孝「はじめに―「心霊写真」という問題系」(一柳廣孝編『心霊写真は語る』ｐ9)で、著者の一柳は中岡俊哉の本と出会った当時の回想を次のように語っている。

ある日、店に入ってすぐの平台に山のように積まれていたのが、中岡俊哉編著『恐怖の心霊写真集』(二見書房、1974年)だった。ふと手にとってばらばらと中身を見はじめたとたんに、後悔した。それでも目が離せない。背後に寒いものを感じながら、最後まで目を通してしまった。その晩は、頭を洗うのが怖かった。目をつむった瞬間に、よからぬモノが背後に潜んでいるような妄想に襲われた。しばらく尾を引いた記憶がある。

幼少時に一柳が『恐怖の心霊写真集』に収録されていた心霊写真を非常に怖がっていたことが分かる。また、「店に入ってすぐの平台に山のように積まれていた」という証言も、中岡俊哉の人気を物語るものである。

(28) 飯倉前掲論文、ｐ163、参照。
(29) 中岡俊哉『幽霊が写った！』二見書房、1989年、ｐ7。
(30) 飯倉前掲論文、ｐ166。
(31) 中岡俊哉『恐怖の心霊写真集　地縛霊篇』二見書房、1982年、ｐ66。

(32)　中岡俊哉『霊界からのメッセージ　これが心霊写真だ！』ダイナミックセラーズ出版、1992年、p 14。
(33)　中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』p 24、参照。
(34)　中岡俊哉『実証　恐怖の心霊写真集』二見書房、1979年、p 19。
(35)　中岡俊哉『幽霊が写った！』、二見書房、1989年、p 264。
(36)　小池前掲書、p 30、参照。
(37)　同上、p 30。
(38)　永瀬唯「心霊の肖像写真―写真装置と心霊術」『ユリイカ』第20巻3号、青土社、1988年3月号、p 192、参照。
(39)　映画監督の小中千昭は、デジカメを含めた固定焦点のカメラで撮られた現在の心霊写真で主流となる手や足が消えるものは、同じ画面の上下左右が全て同じ瞬間をとらえているのではなくて、コンマ何秒のタイムラグがあるとすれば説明できるのではないかと、小中千昭回答・一柳廣孝／吉田司雄聞き手「ホラー・ファンダメンタリストの原点―小中千昭インタビュー」一柳廣孝・吉田司雄編著『映画の恐怖』（青弓社、2007年）p 36で述べている。
(40)　小池前掲書、pp25-29、参照。
(41)　木原善彦「データベース化する心霊－「霊」のいる場所と「私」のいる場所」一柳廣孝／吉田司雄編著『霊はどこにいるのか』青弓社、2007年、p 64、参照。
(42)　中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』p 252。
(43)　中岡俊哉『続　恐怖の心霊写真集』pp222-223。
(44)　中岡俊哉『恐怖の心霊写真集』p 251。
(45)　中岡俊哉『続　恐怖の心霊写真集』p 142。
(46)　同上、p 160。
(47)　同上、p 160、参照。
(48)　松尾貴史著・しりあがり寿画『なぜ宇宙人は地球に来ない？　笑う超常現象入門』ＰＨＰ研究所、2009年、p 315。
(49)　中岡俊哉『続　恐怖の心霊写真集』p 180。
(50)　小池前掲書、p 168、参照。
(51)　同上、p 213。
(52)　荒金前掲書、p 121。
(53)　バルト前掲書、p 140-141、参照。
(54)　湯本豪一「明治期の新聞にみる怪異記事の動向と諸相」小松和彦編著『日本人の異界観』せりか書房、2006年、p 173、参照。
(55)　松谷みよ子『現代民話考12　写真の怪・文明開化』筑摩書房、2004年、p 44。
(56)　近藤雅樹『霊感少女論』河出書房新社、1997年、p 8、参照。

表1　『これが心霊写真だ！』と『恐怖の心霊写真集』シリーズの心霊写真の比較リスト

対応:『恐怖の心霊写真集』…①　『続　恐怖の心霊写真集』…②　『新　恐怖の心霊写真集』…③　『実証　恐怖の心霊写真集』…④　『恐怖の心霊写真集・地縛霊篇　死後の世界が写った』…⑤　『恐怖の心霊写真集・鑑定入門　死者の霊体が写った』…⑥　『決定版　恐怖の心霊写真集』…⑦　『幽霊が写った！』…⑧

『これが心霊写真だ！』収録写真題名	どれと同じか	相違点
海水浴場で写ったまれに見る強烈な心霊写真	③p 77	・③では霊障のことは述べられていないが、ここでは「人命にかかわる事件、事故に遭う」となっている。 ・③では提供者が「長岡市に住む塚越玲子」だが、ここでは「茨城県村井恵吾」になっている。
事故にあったオートバイから非常に悪い霊気が	⑤p 66－69	・⑤では霊が二体でそのうち一体は「この家、土地にかかわりのある」地縛霊の可能性が強いとしているが、ここでは霊は三体いる ・⑤では提供者は「東京都　近藤富美枝」だが、ここでは「埼玉県大宮市　山本一美」になっている。 ・⑤では「霊障の心配は無い」としているが、ここでは「霊害を受ける可能性がとても強い」としている
新宿で不浄死した建築関係者の心霊写真	⑥p 12－28 ⑧　p 254－262	・⑥と⑧では「悪霊ではなく、むしろ加護霊」としているが、ここでは「悪霊の霊気がとても強い」としている。 ・⑥や⑧では提供者は十年来の知人の「東京都新宿　大沢逸男」だが、ここでは読者の「神奈川県厚木市　大浜俊男」となっている。
お寺の境内に不浄霊の霊気が残っている写真	なし	なし
プールで水死した人の非常に強い思念を残した不浄霊	②p 42－44	・②では霊は「男の顔と思われる」としているが、ここでは「被写体の女性は、千葉市内のプールで水死した人」としている。
旅行の写真に写った霊害をもたらす心霊写真	⑦　p 120－121	・⑦では提供者は「兵庫県伊丹市に住む石井勝明」だが、ここでは「名古屋市　加藤恵子」となっている。 ・⑦では「霊障の心配はない」としながら、ここでは「霊害をもたらす異常に霊気の強い写真」としている。 ・⑦では霊は「カコミ以外に３～４体」あるとしながらも、ここではその言及はない。
霊気のたいへん強い写真で複数の不浄地縛霊が写っている	なし	なし

女性の霊体の写真から非常に強いエクトプラズムの霊気が	なし	なし
ハイキングの写真に霊害をもたらす不浄地縛霊が	なし	なし
強い霊気をもつ霊体となって現れている不浄地縛霊	⑧ p 60 − 64	・⑧では提供者は「岐阜の石井弘君（仮名）」だが、ここでは「東京都立川市　干野於美」になっている。
つぎつぎと不幸に見舞われたとても強い怨霊の霊害写真	⑧ p 80 − 86	・⑧では「霊能者に依頼して、きっちりとした浄化浄霊をしてもらうのが最善の供養」としているが、ここでは「向かって左側の写真の霊体は簡単に浄化することができたが右側の霊体は、かなり長期間の霊害封じが必要であった」としている。
不浄地縛霊が写り易い場所での写真には霊害封じを	⑧ p 143 − 149	・⑧では「神奈川県の山本えい子さん（仮名）」だが、ここでは「埼玉県所沢市　小林ミカ子」になっている
この写真の霊体はとり憑きやすい状態にある	⑧ p 23 − 26	・⑧では「山口県の山口ユリさん（仮名）」が北陸方面に旅行の際に撮影としているが、ここでは「新潟県　大山登三子」が青森県の十和田湖で撮影とされている。 ・⑧では霊は二体としているが、ここでは「合計三体の霊体が写っている」としている
霊体は怨霊のような霊気を持っており、霊害封じをする	⑧ p 172 − 178	・⑧では提供者が「群馬県沼田市の大山優子さん（仮名）」だが、ここでは「兵庫県　増田恒蔵」となっている。 ・⑧では「霊障を起こすような霊ではない」としているが、ここでは「霊害をもたらす可能性を持っている」としている。
霊気の強い、珍しい不浄地縛霊が写ってしまった	なし	なし
霊害をもたらすこの強い霊体は無縁仏の状態で供養が必要	⑧ p 165 − 172	・⑧では提供者は「東京都中野区の今中圭一さん（仮名）」だが、ここでは「福岡県北九州市　大場カネ」となっている。 ・女の霊は、⑧では「この場所からかなり遠く離れたところで亡くなっている」としているが、ここでは「この現場で自殺をしたのではないか」としている。 ・⑧では「霊障を受ける可能性はない」としながらも、ここでは「霊害をもたらす可能性が非常に強い」としている。
写真を写した人のビオエネルギーが強くかかわった霊写真	なし	なし

事故死や自殺した数体の霊がひとかたまりになって写っている	なし	なし
自殺した男女のかなり昔の霊で、強烈な霊気が反応する	なし	なし
事故死した男性の首が鮮明に写った心霊写真	なし	なし
強い恨みの霊気を持つ男性の顔が……霊害の強い写真	なし	なし
不自然死の不浄霊二体が鮮明に……浄化、霊封じが必要	なし	なし
心霊写真が多くとれる場所は多くある。これは霊害封じが必要	なし	なし
遺骨収集の記念写真に多くの不浄地縛霊が	なし	なし
飛行機の機体に謎の心霊写真が写っている	なし	なし
海外旅行のときに写した写真の中に地縛霊が	なし	なし
かなり昔の霊体、不浄地縛霊が写真に写ることもある	なし	なし
霊気はあるが、霊害の起きる可能性はないもの	なし	なし

不自然状態で亡くなった人の不浄地縛霊が写る	なし	なし
囲みに写った強い霊気を持った若者の霊体	なし	なし
珍しい霊光写真の中に人の姿がはっきり写った	なし	なし
浄化供養が必要な不浄体になったままの霊	① p 30 － 31	・①では提供者は「大阪に住む西沢康博」だが、ここでは「愛知県　利根川潤江」になっている。 ・①では霊障の言及は無いが、ここでは「霊気から判断して、害をもたらすことはない」としている。
心中した男女の半物体化したエクトプラズムが写る	なし	なし
浮かばれていない不浄体の霊体写真が	なし	なし
霊害はない心霊写真だが霊体を浄化供養した方が良い	⑤ p 34 － 35	・⑤では「霊障の起きる可能性が強い」としているが、ここでは「霊害の起きる可能性はまったくない」としている。 ・⑤では「鏡さんの足が消えていて、写っていない」としているが、ここではそのことへの言及はなされていない。 ・⑤では提供者は「歌手・鏡五郎」だが、ここでは「栃木県　今里浩志」になっている。
山の中腹に自殺した女性の霊体写真が写った	なし	なし
温泉旅館の建物に関連のある霊気の強い地縛霊	② p 22 － 26	・②では提供者は「福岡市　安藤義継」だが、ここでは「福岡県　中島鉄之」としている。 ・②では霊障の言及は無いが、ここでは「霊害を起こす可能性はまずない」としている。 ・②では「データ不足から、地縛霊なのか、それとも浮遊霊なのかは鑑定しにくい」としているが、ここでは「霊気法で調べてみると、この霊体の男性はここの建物に関連のある地縛霊」としている。
事故現場からとり憑いた霊の写真	④　p 154 － 155	・④では提供者は「八戸市・角田晋」だが、ここでは「東京都大田区　小川四郎」になっている。
たいへん強い霊気を持った二体の霊写真	なし	なし

霊体は比較的新しい長患いの末に死んだ人	なし	なし
かなり強い怨霊の霊気があり霊害を受ける可能性が多分にある	⑧ p 104 － 110	・⑧では二つのカコミをつけて、片方を怨霊的なもの、もう片方を半物体化したエクトプラズムであり地縛霊としているが、ここではエクトプラズムの言及はなく、両方とも怨霊とされている。
多くの人が血だらけの霊体を目撃している石碑	なし	なし
山中で殺された人の非常に古い霊体の写真	⑧ p 165 － 172	・⑧では提供者は「東京都中野区の今中圭一さん（仮名）」だが、ここでは「長野県　小林喜世美」になっている。 ・⑧では「霊障を受ける可能性はない」としながら、ここでは「この写真を撮った人には弱い霊害が起きている」としている。
複数の不浄地縛霊が写っており土地の浄化をする必要あり	なし	なし
事故死した人の半物体化のエクトプラズムが写る	⑧ p 87 － 90	・⑧では提供者は「長野県伊那市の伊藤エミさん（仮名）」だが、ここでは「仙台市　大前キヨミ」になっている。 ・⑧では「霊障をもたらしうる」としているが、ここでは「霊害をもたらすようなことはない」としている。
旅館の宴席で写った心霊写真	なし	なし
手が消えてしまった写真に二体の不自然死した人の霊体が	⑧ p 232 － 237	・⑧では提供者は「東京都に住む上村明さん（仮名・二十二歳）だが、ここでは「神奈川県平塚市　丸山義春」になっている。
住んでいる家の中にかなり古い地縛霊	⑧ p 14 － 17	・⑧では提供者は「大分県の坂井敬子さん（仮名）」だが、ここでは「大分県　須川年蔵」となっている。 ・⑧では「特に強い霊障を受ける心配はない」としているが、ここでは「霊害を及ぼすことはまったくない」としている。
写真の左隅に青白い不気味な男性の顔が	⑧ p 228 － 232	・⑧では提供者は「千葉市の川中めぐみさん（仮名）」だが、ここでは「奈良県　吉野木幹夫」となっている。 ・⑧では「守りの霊気が写った心霊写真」としているが、ここではそれについて言及されていない。
囲みの中に、男性の顔と女性の顔が	なし	なし

不自然死の状態で亡くなったと思われる強い念を持つ霊体	なし	なし
煙のなかにはっきりと首から上の不浄霊体が	なし	なし
エクトプラズムの存在を示す貴重な写真	① p 230－231	説明が詳しいか簡潔かの違いがあるのみに思われる。
イギリスで写された心霊写真	なし	なし
幽霊の残した足跡が写った	なし	なし
石に現れた、水害で亡くなった若い女性の霊	① p 186－187	なし
福井県にあるたいへん強烈な霊がついている奇妙な石	④ p 40－43	・④では老祈祷師のまじないにより中岡と霊能者は高熱がでたとされているが、ここでは老祈祷師には言及されていない。
激しい雷雨で折れた古木のなかに霊体が	なし	なし
昼の浜辺でとった写真の中に女性の顔がはっきり写る	② p 36－39	・②では提供者は「岩手労災病院検査科に奉職しております伊藤」だが、ここでは「岡山県　西岡美弥子」になっている。 ・②では霊障は言及されていないが、ここでは「霊害はまったく起こらずに済んでいる」とされている。